

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 令和5年10月北九州市恒見財産区議会定例会の招集【財政局財務部
財産活用推進課】 2

◇ 公 告

- 北九州都市計画事業折尾土地区画整理事業における仮換地の使用収益
開始日の通知の書類の送付に代える公告【建築都市局折尾総合整備事
務所整備課】 3
- 土地区画整理法による書類の送付に代わる公告の掲示場所【建築都市
局折尾総合整備事務所整備課】 6
- 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等に対する
措置に係る公告【建築都市局都市再生推進部空き家活用推進課】 7

◇ 教育委員会

- 北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則【教育委員会事務局学
校教育部指導企画課】 8

北九州市告示第367号

令和5年10月北九州市恒見財産区議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年10月3日

北九州市長 武内和久

- 1 期日 令和5年10月20日
- 2 場所 恒見集会所会議室（北九州市門司区恒見町21番1号）

北九州市公告第666号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第1項の規定により指定した北九州都市計画事業折尾土地区画整理事業の仮換地について、同法第99条第2項の規定により使用又は収益を開始することができる日を当該仮換地の指定の効力発生の日と別に定めた旨の通知を、その書類の送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第1項の規定により当該通知書の送付に代えてその内容を別表及び別図のとおり公告する。

令和5年10月3日

北九州広域都市計画事業折尾土地区画整理事業

施行者 北九州市

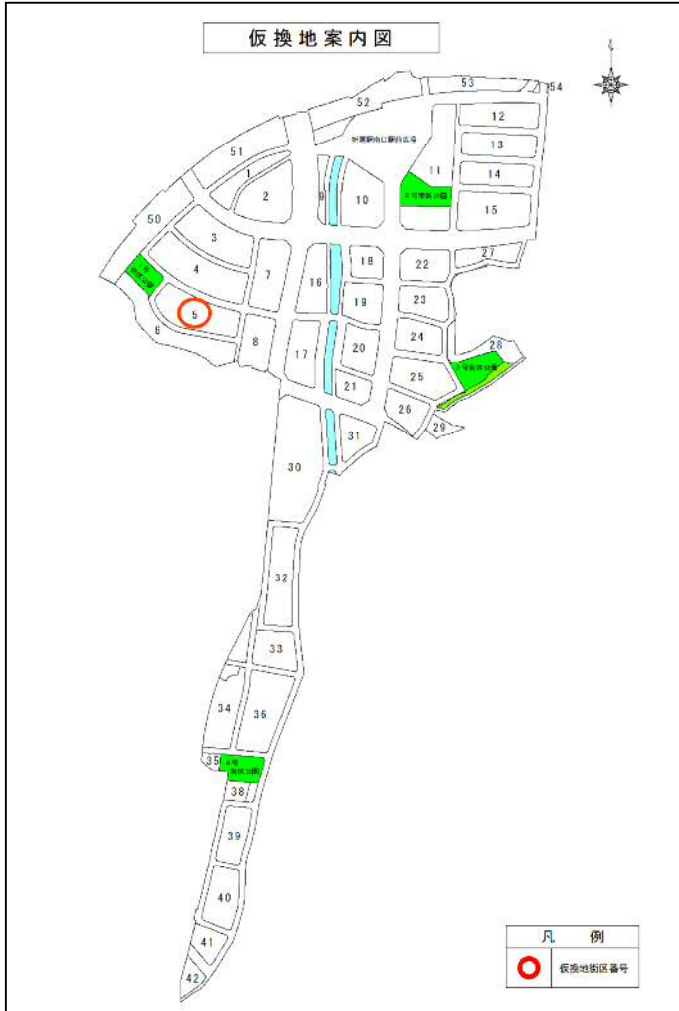
代表者 北九州市長 武内和久

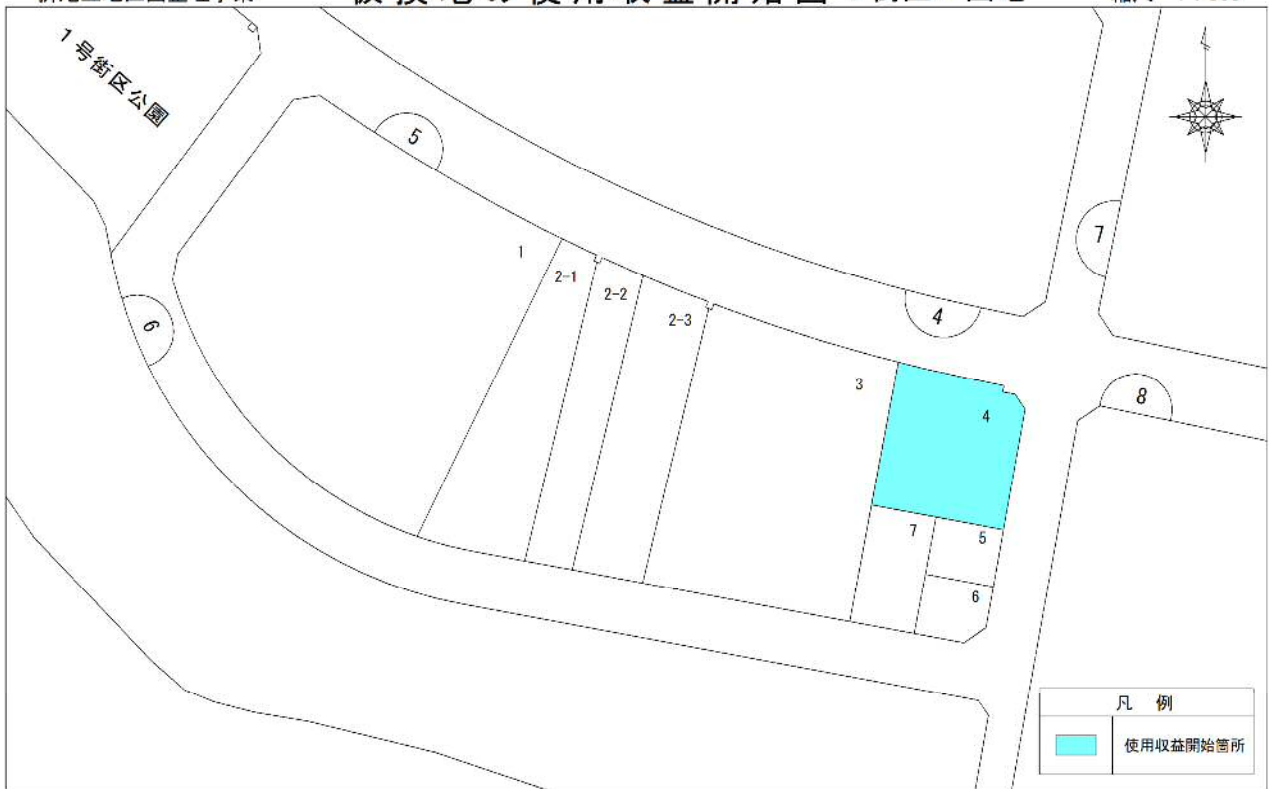
別表

登記名義人	田中精一
通知を受けるべき者の氏名	相続人 田中秀治
指定番号	090070
仮換地について使用又は収益を開始することができる日	令和5年9月1日
教示	
1 この処分について不服がある場合は、この処分を知った日の翌日から起算して3か月以内に福岡県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に規定されています。）	
2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6か月以内に北九州市（訴訟において北九州市を代表するものは、北九州市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。	
3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対	

する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別図





北九州市公告第 6 6 7 号

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 1 3 3 条第 1 項の規定による下記の者に対する書類の送付に代わる公告の内容を、同条第 2 項の規定により準用する同法第 7 7 条第 5 項前段の規定により、北九州市八幡西区堀川町 5 番 2 3 号の北九州市折尾まちづくり記念館の掲示板に掲示する。

令和 5 年 1 0 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

記

登記名義人 田中精一 相続人 田中秀治

北九州市公告第668号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第14条第10項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年10月3日

北九州市長 武内和久

1 建築物の所在地

北九州市門司区清見二丁目7番18号

2 建築物の家屋番号等

(1) 家屋番号 2572番4

(2) 種類 居宅

(3) 構造 木造瓦葺平家建

(4) 床面積 25.78㎡

3 所有者等が行うべき措置の内容

構造材、外壁材及び屋根材の腐食により飛散や脱落及び建物が倒壊するおそれがあるため、これらを防ぐ措置

4 措置の期限

令和5年10月17日

期限までに措置が履行されないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が当該措置を行う。

5 動産の取扱い

市長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部又はその敷地に残置されている動産等を撤去及び処分する。

動産等について権利を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次項の問合わせ先に通知すること。

6 問合わせ先

北九州市建築都市局都市再生推進部空き家活用推進課

電話：093-582-2777

FAX：093-561-7525

北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 2 9 日

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

北九州市教育委員会規則第 5 号

北九州市立高等学校学則の一部を改正する規則

北九州市立高等学校学則（昭和 3 9 年北九州市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「入学願書（第 2 号様式）に入学選考料をそえ、出身学校長を経て、」を「別に定めるところにより」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「第 3 号様式」を「第 2 号様式」に改める。

第 2 号様式を削り、第 3 号様式を第 2 号様式とする。

付 則

この規則は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。